

★専用利用料金

施設名	区分	利用目的等		指定管理期間 R8-12	指定管理期間 R3-7		
				利用料金	利用料金		
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	720	600		
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	1面 30分当たり	2,080	1,730		
	芝生広場		無料	無料	無料		
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。	1面 1時間当たり	1,040	870		
佐藤池野球場	入場料を徴収しない場合		1時間当たり	1,800	1,500		
	入場料を徴収する場合	プロ野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人分を加算した額		
		その他の野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額			入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人分を加算した額	
	スコアボード		一式 1時間当たり	670	560		
	拡声装置		一式 1試合当たり	1,060	880		
佐藤池第2野球場			1時間当たり	1,440	1,200		
		拡声装置	一式 1試合当たり	850	700		
西山野球場	大会又は練習で利用するとき。		1時間当たり	1,320	1,100		
			拡声装置	一式 1試合当たり	970	880	
総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	3,000	2,500	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり 1/3面	1,000	840	
				1時間当たり 2/3面	2,000	1,680	
			上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	6,000	5,000
					1時間当たり 1/3面	2,000	1,670
				入場料を徴収する場合	1時間当たり 2/3面	4,000	3,340
		1時間当たり 全面			15,000	12,500	
		1時間当たり 1/3面			5,000	4,170	
		1時間当たり 2/3面			10,000	8,340	
		サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,540	1,280
				入場料を徴収する場合	1時間当たり	3,080	2,560
			上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	7,640	6,370
	入場料を徴収する場合			1時間当たり	15,280	12,740	
	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	970	810	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,940	1,620	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,860	4,050	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	9,720	8,100	
	会議室			1時間当たり	1,450	1,210	
	研修室			1時間当たり	470	390	
	放送設備	メインアリーナ		一式 1時間当たり	490	410	
		移動式		一式 1時間当たり	340	280	
	電光得点板			一式 1時間当たり	340	280	
	仮設ステージ			一式 1時間当たり	1,000	830	
	冷房	メインアリーナ	観覧席	1時間当たり(実費相当)	1,800	1,500	
			審判控室	1時間当たり(実費相当)	60	50	
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	60	50	
役員控室			1時間当たり(実費相当)	60	50		
控室①			1時間当たり(実費相当)	60	50		
控室②			1時間当たり(実費相当)	60	50		
控室③			1時間当たり(実費相当)	60	50		

施設名	区分	利用目的等		利用料金	利用料金		
総合体育館	冷房	2F	会議室①	1時間当たり(実費相当)	200	150	
			会議室②	1時間当たり(実費相当)	200	150	
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	120	100	
		サブアリーナ	1時間当たり(実費相当)	1,200	1,000		
		軽体操室	1時間当たり(実費相当)	600	500		
	暖房	メインアリーナ	観覧席	1時間当たり(実費相当)	4,600	3,800	
			審判控室	1時間当たり(実費相当)	120	100	
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	120	100	
			役員控室	1時間当たり(実費相当)	120	100	
			控室①	1時間当たり(実費相当)	120	100	
			控室②	1時間当たり(実費相当)	120	100	
			控室③	1時間当たり(実費相当)	120	100	
		2F	会議室①	1時間当たり(実費相当)	400	300	
			会議室②	1時間当たり(実費相当)	400	300	
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	120	100	
		サブアリーナ	1時間当たり(実費相当)	1,500	1,200		
軽体操室	1時間当たり(実費相当)	800	650				
西山総合体育館	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	1,320	1,100	
				1時間当たり 1/2面	660	550	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	2,640	2,200	
				1時間当たり 1/2面	1,320	1,100	
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	6,600	5,500	
				1時間当たり 1/2面	3,300	2,750	
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	430	360	
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	860	720	
			上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	2,160	1,800
				入場料を徴収する場合	1時間当たり	4,320	3,600
		武道館	柔道場		1時間当たり 全面	940	780
					1時間当たり 1/2面	470	390
剣道場			1時間当たり 全面	940	780		
			1時間当たり 1/2面	470	390		
弓道場			1時間当たり	790	660		
会議室			1時間当たり	400	330		
陸上競技場	一般		1日当たり	15,970	13,310		
	学校及び競技団体		1日当たり	7,990	6,660		
	拡声装置		一式 1時間当たり	660	550		
	用具・器具		1件 1日当たり	130	110		
	競技会等で用具・器具を利用する場合において、その利用料金の総額が6,500円を超えるとき。		一式 1日当たり	6,600	5,500		

施設名	区分	利用目的等		利用料金	利用料金		
アクアパーク	50mプール	1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体(以下「学校等」という。)が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	1時間当たり	6,600	5,500	
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	46,200	38,500	
			長水路1コース当たり	1時間当たり	1,450	1,210	
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり	4,360	3,630	
			短水路1コース当たり	1時間当たり	730	610	
			2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全コース	1時間当たり	13,200	11,000
		1日当たり(6時間以上9時間以内)			92,400	77,000	
		長水路1コース当たり		1時間当たり	2,900	2,420	
		短水路1ブロック当たり		1時間当たり	8,710	7,260	
		短水路1コース当たり		1時間当たり	1,450	1,210	
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。		全コース	1時間当たり	26,400	22,000
			1日当たり(6時間以上9時間以内)		184,800	154,000	
	長水路1コース当たり		1時間当たり	5,810	4,840		
	短水路1ブロック当たり		1時間当たり	17,420	14,520		
	短水路1コース当たり		1時間当たり	2,900	2,420		
	レジャープール		1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	25mプール全コース	1時間当たり	960	800
		流水プール		1時間当たり	2,980	2,480	
		25mプール全コース		1時間当たり	1,800	1,500	
		2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	流水プール	1時間当たり	5,950	4,960	
			25mプール全コース	1時間当たり	3,600	3,000	
			流水プール	1時間当たり	11,900	9,920	
	アイススケートリンク	1 学校等が競技会又は練習のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり	10,860	9,050	
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	76,020	63,350	
			2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり	21,720	18,100
					1日当たり(6時間以上9時間以内)	152,040	126,700
				リンクの3分の1	1時間当たり	7,250	6,040
					1時間当たり	43,440	36,200
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全リンク	1時間当たり	304,080	253,400	
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	14,500	12,080	
			リンクの3分の1	1時間当たり	470	390	
				1時間当たり 全部	740	620	
		和室	B和室(30畳)	1時間当たり 1/2	370	310	
				1時間当たり	240	200	
C和室(12畳)	1時間当たり		470	390			
会議室	1時間当たり	470	390				
ミーティング室	1時間当たり	1060	880				
自動計時装置	1時間当たり	660	550				
電光得点装置	1時間当たり	660	550				
放送設備	1時間当たり	490	410				
土地建物占有利用料金	駐車場	1日10平方メートル当たり	340	280			
	上記以外の土地又は建物	1日10平方メートル当たり	660	550			
白竜公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合	1面 1時間当たり	660	550		
	照明		1面 30分当たり	250	210		
駅前公園テニスコート	テニスコート	庭球の大会及び練習に利用する場合	1面 1時間当たり	660	550		
	照明		1面 30分当たり	250	210		

施設名	区分	利用目的等		利用料金	利用料金	
海岸公園運動広場	少年広場	専用利用	中学生以下の団体	1時間当たり	340	280
			高校生以上の団体	1時間当たり	660	550
	照明			30分当たり	250	220
スポーツハウス	球技場	専用利用		1時間当たり 全面	1320	1,100
				1時間当たり 1/2面	660	550
	プール	専用利用	一般	1コース 1時間当たり	600	500
			学校等の団体	1コース 1時間当たり	360	300
商行為で土地を占有して使用する場合(アクアパーク、白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、海岸公園運動広場、スポーツハウスを除く)				1日10平方メートル当たり	660	550

備考1:荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、荒浜運動場夜間照明を除く利用料金を半額とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 6 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 7 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」を含むものとする。
- 8 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及び第1種身体障害者等を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。
- 9 専用利用がない場合に、個人利用ができる。

備考2:アクアパーク

- 1 専用利用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 2 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。

備考3:白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。))の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。))として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。))として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日付け発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。))として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。))を介助する者で構成される団体が利用する場合は、白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・海岸公園運動広場の照明を除く利用料金を半額とする。